小田原市鳥獣被害防止計画案に対する市民意見の募集結果について

１　意見募集の概要

|  |  |
| --- | --- |
| 政策等の題名 | 小田原市鳥獣被害防止計画の制定 |
| 政策等の案の公表の日 | 平成２５年１１月２５日（月） |
| 意見提出期間 | 平成２５年１１月２５日（月）から平成２５年１２月２４日（火）まで |
| 市民への周知方法 | 意見募集要項の配布（市内公共施設、ホームページ） |

２　結果の概要

　　提出された意見は、次のとおりです。

|  |  |
| --- | --- |
| 意見数（意見提出者数） | 　　　　１０件　（２人） |
|  | インターネット | 　　　　２人 |
|  | ファクシミリ | 　　　　　人 |
|  | 郵送 | 　　　　　人 |
|  | 直接持参 | 　　　　　人 |

|  |  |
| --- | --- |
| 無効な意見提出 | 　　　　　人 |

３　提出意見の内容

　　パブリックコメントで提出された意見の内容とそれに対する市の考え方は、次のとおりです。

　〈総括表〉

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 意見の考慮の結果 | 件　　数 |
| Ａ | 意見を踏まえ、政策等に反映したもの | １ |
| Ｂ | 意見の趣旨が既に政策等に反映されているもの | ４ |
| Ｃ | 今後の検討のために参考とするもの | ４ |
| Ｄ | その他（質問など） | １ |

　〈具体的な内容〉

　(1) サルの被害傾向に関すること

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 意見の内容（要旨） | 区分 | 市の考え方（政策案との差異を含む。） |
| １ | 「悪質化してきている」「被害を及ぼしている」などの使い方について生産者の方には動物が農作物に被害を与える存在であるのは確かだが、動物にとっては餌が得やすいだけのことである。ヒトと動物の関係として、ニュートラルな表現にすべき。 | Ａ | ご指摘のとおり、計画内の表現を変更します。「人を恐れず威嚇したり、夜間ベランダを荒らしたりと、年々悪質化してきている」から「人を恐れず威嚇したり、夜間ベランダを荒らしたりする行為も頻繁に発生している」と変更します。 |

(2) 捕獲等をしたイノシシ及びニホンジカの処理に関すること

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 意見の内容（要旨） | 区分 | 市の考え方（政策案との差異を含む。） |
| １ | 自家消費以外にもレストラン等への流通の仕組みを研究し、幅広いイノシシ肉・ニホンジカ肉の使用について検討するべき。 | Ｃ | ジビエ料理等で流通させる場合、品質・量を確保する必要や施設整備の課題があります。今回いただいたご意見は、今後の研究課題にしていきたいと考えます。 |

 (3) 捕獲対策に関すること

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 意見の内容（要旨） | 区分 | 市の考え方（政策案との差異を含む。） |
| １ | 捕獲対策については、地域の有能な技能をもつ者および研究者などを招聘して実地を含む講習会などをさらに行うべき。 | Ｂ | すでに講習会等を実施しており、今後も継続していきたいと考えます。 |

(4) 頭数調査および科学的調査に関すること

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 意見の内容（要旨） | 区分 | 市の考え方（政策案との差異を含む。） |
| １ | 生息数等について、研究者等と協力して基礎的な調査をする必用がある。法律13条による調査に加え、独自に市民から寄せられた情報をマッピングして市として市民に情報提供していく体制、特にWEBなどを利用したシステムをつくるべき。 | Ｂ | サルについては県が頭数調査を行っていますが、その他の鳥獣については現状では制度として確立しておらず、特に野生鳥獣の生息数については具体的な数値を出すことは非常に困難であると考えています。関係機関と連携し、今後の課題としていきたいと考えます。 |

 (5) 防護柵の設置や農地管理に関すること

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 意見の内容（要旨） | 区分 | 市の考え方（政策案との差異を含む。） |
| １ | 市として総合対策地図を作成して、野生生物を遮断するために草刈りや防護柵などを有効に配置すると共に、作付け計画などの農業計画も可能な総合対策を作っていくべき。 | Ｃ | 防護柵については計画内に記載されています。総合対策については、今後、この計画を推進するにあたり各地区の被害状況等を勘案して対策を考えます。 |

(6) 対策組織に関すること

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 意見の内容（要旨） | 区分 | 市の考え方（政策案との差異を含む。） |
| １ | 対策組織については、本計画に示されている農林関係機関だけでなく、広く生物保護組織、自治会、一般市民、研究者などをメンバーとする総合対策委員会のような組織を設置するとともに、法律9条にもとづく鳥獣被害対策実施隊なども組織するべき。 | Ｂ | 実施隊については、平成２６年１２月までに設置予定です。各種団体については、計画内の協議会で定められた関係機関以外の参加についても、必要に応じて検討していきたいと考えます。 |

(7) 市民の理解と広報に関すること

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 意見の内容（要旨） | 区分 | 市の考え方（政策案との差異を含む。） |
| １ | 市民に対してパンフレットや広報等を用いて、鳥獣に対する基礎的な知識を提供するとともに、市民からの情報提供を受ける体制を整えるべき。 | Ｃ | 他で活用されている資料等を活用し、情報提供していきたいと考えます。 |

 (8) 対策の理念および方針に関すること

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 意見の内容（要旨） | 区分 | 市の考え方（政策案との差異を含む。） |
| １ | 計画案には目標や理念などは示されていないが、生物多様性や確保や野生生物との良好な共生関係を目標とするとともに、広範で総合的な環境対策の中で本計画を位置づけるべき。対策にあたる組織や連携関係の構築にあたっては、小田原市自治基本条例のもとづく市民力を活かすようにするべき。 | Ｃ | 計画内には文言として記入されていませんが、実施にあたっては充分配慮したいと考えます。 |

 (9) 全体の計画に関すること

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 意見の内容（要旨） | 区分 | 市の考え方（政策案との差異を含む。） |
| １ | 主に農業被害に対する対処のみで、総合対策に届いていない。被害を軽減しつつ野生生物との良好な関係を築くためには、農業関係者だけでなく、研究者や市民諸団体、他地域の活動団体などともより広く連携していく体制が必要。鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（以下法律とする）には、これらの事も含み広範な対策が盛り込まれている。直接被害および関連する被害の増加が懸念される中で、法律の趣旨に基づくさらなる対策をするべき。 | Ｂ | 法律に沿った本計画については、本来、農林水産業等の被害に対するものでありますが、今後、本計画を推進するにあたり、様々な団体と協力し合いながら対策を進めていきたいと考えます。 |

 (10) 予算対策に関すること

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 意見の内容（要旨） | 区分 | 市の考え方（政策案との差異を含む。） |
| １ | 上記の対策には、予算措置や人員配置が必用となるが、被害の大きさから充分な予算措置が市においてされるべき。 | Ｄ | 計画の実行性を高めていくために、体制の充実を図っていきたいと考えます。 |

４　提出意見と関係なく変更した点

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 政策案との差異 | 市の考え方 |
| １ | 被害の現状、ニホンザル野菜の被害面積を0.035haを0.065haと変更します。 | 合計数値に誤りがあったため、内容を変更します。 |
| ２ | 被害の現状内で果樹・果実２つの標記を使用していましたが、果樹に統一します。 | 同じ意味のため、県が使用している「果樹」の表現で統一します。 |
| ３ | 対処に関する事項のかながわ西湘農協をかながわ西湘農業協同組合と変更します。 | 名称に誤りがあったため、変更します。 |